

新旧対照表

【関税率表解説（令和 3 年 11 月 30 日財関第 866 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 24 類</p> <p style="text-align: center;">たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>24.04 たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有する物品（非燃焼吸引用の物品に限る。）及びニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p><u>この類の注 3 に規定するたばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有し燃焼を伴わず口に吸引するための物品（鼻に直接吸引するためのものを除く。）。</u></p> <p><u>これらの物品には、特に次のものを含む。</u></p> <p><u>帯状又は粒状等、種々の形状をしたたばこ又は再生たばこを含有する物品でたばこ加熱装置に使用するもの。たばこ加熱装置において、加熱は、電気器具（電気式たばこ加熱装置（EHTS））、化学反応、炭素熱源の利用（炭素加熱たばこ製品（CHTP））その他の方法によって行われる。</u></p> <p><u>電子たばこ又はこれに類する個人用の電気的な気化用器具に使用するためのニコチンを含有する溶液（濃縮したニコチンの添加剤を含む。）。</u></p> <p><u>たばこ代用物又はニコチン代用物を含有するが、たばこ、再生たばこ又はニコチンを含有しない物品で、娯楽や禁煙のために電子たばこ又はこれに類する個人用の電気的な気化用器具に使用するもの（一般的な健康に寄与するとされる物品を含む。）（例えば、精油又はビタミンを含む溶液）。</u></p> <p><u>加熱以外の方法（例えば、化学的な工程又は超音波による気化）により吸引用のエアロゾルを発生させる器具に使用する類似の物品（例えば、ニコチン吸引器）。</u></p> <p><u>使い捨ての電子たばこ（使い捨て e-cigarettes）及びこれに類する使い捨ての個人用の電気的な気化用器具。これは、一つのハウジング内に非燃焼吸引用の物品（e-liquid、ジェル等）及びそれを供給する機構を組み込んだもので、内容物が使い尽くされるか電池が切れた後は廃棄するように設計されている（内容物を</u></p>	<p style="text-align: center;">第 24 類</p> <p style="text-align: center;">たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>24.04 たばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有する物品（非燃焼吸引用の物品に限る。）及びニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p><u>(A) この類の注 3 に規定するたばこ、再生たばこ、ニコチン又はたばこ代用物若しくはニコチン代用物を含有する非燃焼吸引用の物品</u></p> <p><u>これらの物品には、特に次のものを含む。</u></p> <p><u>(1) 電子たばこ又はこれに類する個人用の電気的な気化用器具に使用するためのニコチンを含有する溶液</u></p> <p><u>(2) 帯状又は粒状等、種々の形状をしたたばこ又は再生たばこを含有する物品でたばこ加熱装置に使用するもの。たばこ加熱装置において、加熱は、電気器具（電気式たばこ加熱装置（EHTS））、化学反応、炭素熱源の利用（炭素加熱たばこ製品（CHTP））その他の方法によって行われる。</u></p> <p><u>(3) たばこ代用物又はニコチン代用物を含有するが、たばこ、再生たばこ又はニコチンを含有しない物品で、電子たばこ又はこれに類する個人用の電気的な気化用器具に使用するもの</u></p> <p><u>(4) 加熱以外の方法（例えば、化学的な工程又は超音波による気化）により吸引用のエアロゾルを発生させる器具に使用する類似の物品</u></p> <p><u>(5) 使い捨ての電子たばこ（使い捨て e-cigarettes）及びこれに類する使い捨ての個人用の電気的な気化用器具。これは、一つのハウジング内に非燃焼吸引用の物品（e-liquid、ジェル等）及びそれを供給する機構を組み込んだもので、内容物が使い尽くされるか電池が切れた後は廃棄するように設計されている（内容物を再充填したり、再充電したりするように設計されていない。）。</u></p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>再充填したり、再充電したりするように設計されていない。)</p> <p><u>ニコチンを含有するが、たばこ又は再生たばこを含有しないその他の物品で、噛むこと、溶かすこと、嗅ぐこと、経皮吸収その他の吸引以外の方法によりニコチンを人体に摂取するためのもの（例えば、たばこを含有しない経口ニコチンパウチ）。</u></p> <p><u>このグループには、ニコチン置換療法（NRT）用の物品のほか、娯楽のために使用するニコチン含有物品を含む。ニコチン置換療法用の物品は、禁煙を補助することを目的に、人体のニコチンへの依存を軽減するためのニコチン摂取削減計画の一環として使用される。</u></p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) <u>たばこ、再生たばこ又はたばこ代用物を含有する吸引用の物品で、燃焼を伴うもの（24.02及び24.03）</u></p> <p>(b) <u>非燃焼吸引以外の方法によりニコチンを人体に摂取するための物品で、たばこ又は再生たばこを含有するもの（例えば、かみたばこ（chew又は使い切りの袋入りの場合 chew bags）、ディッピングたばこ（dip）、スヌース、モイストスナッフ、かぎたばこ（鼻かぎたばこ）及び経口ニコチンパウチ）（24.03）</u></p> <p>(c) <u>吸引用のエアロゾルを発生させるために燃焼するもので、水パイプその他これに類する器具で使用されるニコチンを含有しない物品及びたばこ（24.03）</u></p> <p>(d) <u>ニコチン（有毒なアルカロイドで、たばこからの抽出又は合成により得たもの。）（29.39）</u></p> <p>(e) <u>治療用又は予防用の医薬品（これらの医薬品を含むエアロゾル器具を含む。）（30.03又は30.04）。ただし、ニコチンを含有する禁煙用の物品又はそのような物品から成る器具はこの項に属する。</u></p>	<p>(B) <u>ニコチンを含有するが、たばこ又は再生たばこを含有しないその他の物品で、噛むこと、溶かすこと、嗅ぐこと、経皮吸収その他の吸引以外の方法によりニコチンを人体に摂取するためのもの</u></p> <p><u>このグループには、ニコチン置換療法（NRT）用の物品のほか、娯楽のために使用するニコチン含有物品を含む。ニコチン置換療法用の物品は、禁煙を補助することを目的に、人体のニコチンへの依存を軽減するためのニコチン摂取削減計画の一環として使用される。</u></p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) <u>たばこ、再生たばこ又はたばこ代用物を含有する吸引用の物品で、燃焼を伴うもの（24.02及び24.03）並びにかみたばこ及びかぎたばこ（24.03）</u></p> <p style="text-align: right;">（新 規）</p> <p style="text-align: right;">（新 規）</p> <p>(b) <u>ニコチン（有毒なアルカロイドで、たばこからの抽出又は合成により得たもの。）（29.39）</u></p> <p style="text-align: right;">（新 規）</p>
<p style="text-align: center;">第 25 類</p> <p style="text-align: center;">塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>25.05 天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第26類の砂状の金属鉱を除く。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p style="text-align: center;">第 25 類</p> <p style="text-align: center;">塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>25.05 天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第26類の砂状の金属鉱を除く。）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>この項には、特に次の物品を含む。</p> <p>(1) <u>けい砂 (silica sands and quartz sands)</u> : 建造物、ガラス工業、金属の洗浄等に使用する。</p> <p>(2) 及び (3) (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">* * * *</p> <p><u>号の解説</u> 2505.10 2505.10号においてけい砂とは、<u>二酸化けい素の含有量が全重量の90%を超えるものをいう。</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 29 類 有 機 化 学 品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>29.22 酸素官能のアミノ化合物</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><u>号の解説</u> 2922.11 から 2922.50</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>もし、化合物が同じエーテル又はエステルに結びついたアミン官能基を2個以上持っている場合は、数字上の配列において最後となる号に分類される。当該号の決定に際しては、エーテル官能基又はエステル官能基は、各々のアミン官能基との関係においてアルコール官能基、フェノール官能基又は酸官能基として考え</p>	<p>この項には、特に次の物品を含む。</p> <p>(1) <u>けい砂及び石英砂</u> : 建造物、ガラス工業、金属の洗浄等に使用する。</p> <p>(2) 及び (3) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">(新 規)</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">第 29 類 有 機 化 学 品</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>29.22 酸素官能のアミノ化合物</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p><u>号の解説</u> 2922.11 から 2922.50</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>もし、化合物が同じエーテル又はエステルに結びついたアミン官能基を2個以上持っている場合は、数字上の配列において最後となる号に分類される。当該号の決定に際しては、エーテル官能基又はエステル官能基は、各々のアミン官能基との関係においてアルコール官能基、フェノール官能基又は酸官能基として考え</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>られる。 <u>メサドン（INN）（2922.31）は、メサドンのラセミ体（CAS RN 76-99-3）である。別個の立体異性体であるd-メサドン及びl-メサドン並びにこれらの塩は、2922.31号から除外される（2922.39）。</u></p>	<p>られる。</p>
<p>（省 略）</p>	<p>（新 規）</p>
<p>（省 略）</p>	<p>（同 左）</p>
<p>第 30 類 医療用品</p>	<p>第 30 類 医療用品</p>
<p>（省 略）</p>	<p>（同 左）</p>
<p>30.02 人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的的方法によって得たものであるかないかを問わない。）、ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品並びに細胞培養物（変性したものであるかないかを問わない。）</p>	<p>30.02 人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血、免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的的方法によって得たものであるかないかを問わない。）、ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品並びに細胞培養物（変性したものであるかないかを問わない。）</p>
<p>（省 略）</p>	<p>（同 左）</p>
<p>この項には、次の物品を含む。</p>	<p>この項には、次の物品を含む。</p>
<p>(A) ～ (C) (省 略)</p>	<p>(A) ～ (C) (同 左)</p>
<p>(D) ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）及びこれらに類する物品</p>	<p>(D) ワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）及びこれらに類する物品</p>
<p>これらの物品には、次の物品を含む。</p>	<p>これらの物品には、次の物品を含む。</p>
<p>(1) ～ (5) (省 略)</p>	<p>(1) ～ (5) (同 左)</p>
<p><u>この項には、また微生物を起源とする診断を目的として使用される物品（この類の注4（d）に規定する物品（30.06）及び38.22項の物品を除く。）を含む。この項には、微生物を起源とするもの（ストレプトキナーゼ（streptokinase）、ストレプトドルナーゼ（streptodornase）等）であっても、酵素（レンネット、アミラーゼ等）は含まない（35.07）。また、この項には、生きていない単細胞微生物（ワクチンを除く。）を含まない（21.02）。</u></p>	<p><u>この項には、また微生物を起源とする診断用試薬（この類の注4（d）に規定する物品を除く。30.06項参照）を含む。酵素（レンネット、アミラーゼ等）及び微生物を起源とする酵素（streptokinase、streptodornase等）（35.07）並びに生きていない単細胞微生物（ワクチンを除く。）（21.02）を含まない。</u></p>
<p>(E) (省 略)</p>	<p>(E) (同 左)</p>
<p>（省 略）</p>	<p>（同 左）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>30.06 この類の注4の医療用品</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、次の物品のみを含む。</p> <p>(1)～(4)（省 略）</p> <p>(5) エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬（混合してないもののうち投与量にしたもの及び二以上の成分からなるもののうち検査用又は診断用に混合したものに限る。）</p> <p>造影剤は、体内器官、動脈、静脈、尿道、胆管等のエックス線検査に使用する。これらの物品は、硫酸バリウムその他<u>エックス線の造影物質</u>をもととしたものであり注射用又は経口投与用にしたものでもよい（例えば、barium meal）。</p> <p>この項に属する診断用試薬（微生物診断用試薬を含む。）は、注射又は経口等により投与するものである。</p> <p>この項には、患者に投与しない診断用試薬（例えば、患者から採取した血液、尿等の検査を行うための診断用試薬又は実験室用試薬として使用するもの）を含まない。これらは通常38.22項に属する（ただし、6部注1（28.43項から28.46項まで及び28.52項）若しくは28類注1若しくは29類注1（28類又は29類）に含まれる試薬又は32.04項のルミノホアとして使用する種類の合成した有機物を除く。）。</p> <p>(6)（省 略）</p> <p>（省 略）</p> <p>第 38 類 各種の化学工業生産品</p> <p>（省 略）</p> <p>38.22 診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。）（第30.06項のものを除く。）並びに認証標準物質</p>	<p>30.06 この類の注4の医療用品</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、次の物品のみを含む。</p> <p>(1)～(4)（同 左）</p> <p>(5) エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬（混合してないもののうち投与量にしたもの及び二以上の成分からなるもののうち検査用又は診断用に混合したものに限る。）</p> <p>造影剤は、体内器官、動脈、静脈、尿道、胆管等のエックス線検査に使用する。これらの物品は、硫酸バリウムその他<u>X線の造影物質</u>をもととしたものであり注射用又は経口投与用にしたものでもよい（例えば、barium meal）。</p> <p>この項に属する診断用試薬（微生物診断用試薬を含む。）は、注射又は経口等により投与するものである。</p> <p>この項には、患者に投与しない診断用試薬（例えば、患者から採取した血液、尿等の検査を行うための診断用試薬又は実験室用試薬として使用するもの）を含まない。これらは構成材料にしたがってそれぞれの項に属する（例えば、28類、29類又は30.02項若しくは38.22項）。</p> <p>(6)（省 略）</p> <p>（同 左）</p> <p>第 38 類 各種の化学工業生産品</p> <p>（同 左）</p> <p>38.22 診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。）（第30.06項のものを除く。）並びに認証標準物質</p>

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省 略)	(同 左)
<p>この項には、診断用又は理化学用の試薬として使用する形状のものであっても、次の試薬は含まない。</p>	<p>この項には、診断用又は理化学用の試薬として使用する形状のものであっても、次の試薬は含まない。</p>
(a) 及び (b) (省 略)	(a) 及び (b) (同 左)
(c) 32.04 項の <u>ルミノホア</u> として使用する種類の合成した有機物 (32 類注 3 の調製品を含む。)	(c) 32.04 項の <u>着色料</u> (32 類注 3 の調製品を含む。)
(d) (省 略)	(d) (同 左)
(省 略)	(同 左)
第 39 類	第 39 類
プラスチック及びその製品	プラスチック及びその製品
(省 略)	(同 左)
39.13 天然の重合体 (例えば、アルギン酸) 及び変性させた天然の重合体 (例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体) (一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	39.13 天然の重合体 (例えば、アルギン酸) 及び変性させた天然の重合体 (例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体) (一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)
(省 略)	(同 左)
次の物品は、この項のいくつかの主要な天然重合体又は変性させた天然重合体である。	次の物品は、この項のいくつかの主要な天然重合体又は変性させた天然重合体である。
(1) (省 略)	(1) (同 左)
(2) 硬化たんぱく質	(2) 硬化たんぱく質
<p>たんぱく質は、動物、植物又は微生物に由来する非常に高分子量の含窒素化合物である。これらは、プラスチックに加工するのに適している。この項には、これらを硬化するために処理された<u>全てのたんぱく質</u>を含む。商業的に重要なものは少ない。</p> <p>硬化たんぱく質は、通常、規則正しい形状の塊、シート、棒又は管の形状である。これらの形状のものはこの項に属しない (一般に 39.16 項、39.17 項、39.20 項及び 39.21 項)。</p>	<p>たんぱく質は、動物又は植物に由来する非常に高分子量の含窒素化合物である。これらは、プラスチックに加工するのに適している。この項には、これらを硬化するために<u>化学的に処理されたたんぱく質のみ</u>を含む。商業的に重要なものは少ない。</p> <p>硬化たんぱく質は、通常、規則正しい形状の塊、シート、棒又は管の形状である。これらの形状のものはこの項に属しない (一般に 39.16 項、39.17 項、39.20 項及び 39.21 項)。</p>
(3) 及び (4) (省 略)	(3) 及び (4) (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

u003c/div>

改正後	改正前
(省 略)	(同 左)
<p align="center">第 84 類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品</p>	<p align="center">第 84 類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品</p>
(省 略)	(同 左)
84.11 ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン	84.11 ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン
(省 略)	(同 左)
号の解説	号の解説
8411.11 <u>及び</u> 8411.12	8411.11
推力とは、一秒間当たりの排気ガス量の流れを言い、排気速度と吸入速度との差を意味するものである。	推力とは、一秒間当たりの排気ガス量の流れを言い、排気速度と吸入速度との差を意味するものである。
8411.81 <u>及び</u> 8411.82	(新 規)
<u>これらの号において、ガスタービンの出力は出力軸で測定される。</u>	(同 左)
(省 略)	(同 左)
<p align="center">第 87 類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品</p>	<p align="center">第 87 類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品</p>
(省 略)	(同 左)
87.09 自走式作業トラック（工場、倉庫、埠（ふ）頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。）及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの部分品	87.09 自走式作業トラック（工場、倉庫、埠（ふ）頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。）及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター並びにこれらの部分品
(省 略)	(同 左)
この項には、自走式の車両（工場、倉庫、埠（ふ）頭又は空港のみにおいて各種の貨物（物品又はコンテナ）の短距離の運搬に使用する種類のもの及び鉄道の駅のプラットホームにおいて小型トレーラーのけん引に使用する種類のものに限	この項には、自走式の車両（工場、倉庫、埠（ふ）頭又は空港において各種の貨物（物品又はコンテナ）の短距離の運搬に使用する種類のもの及び鉄道の駅のプラットホームにおいて小型トレーラーのけん引に使用する種類のものに限る。）

7

新旧対照表

【関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る。)を含む。</p> <p>(省 略)</p> <p>この項の車両に共通する主要な特徴は、おおよそ次のとおりであり、これらにより一般に87.01項、87.03項又は87.04項の車両と区別することができる。</p> <p>(1) これらは、その構造及び一般にその特徴的な装備のため、道路その他の公道における旅客の輸送又は貨物の輸送に適しないようになっている。<u>これに関連し、これらは、一般的に道路用の車両に必要な安全性能（ヘッドランプ、尾灯、方向指示灯等）や懸架装置（スプリング）を有していない。</u></p> <p>(省 略)</p> <p>(3) 旋回半径は、ほぼ車両の長さに等しく、工場、倉庫、埠（ふ）頭又は空港でよく見られる狭いコーナーでの操縦を可能にする。</p> <p>(4) <u>これらの設計は、一般に87.02項、87.03項及び87.04項の車両に見られる快適性及び内部装備を通常有していない。</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>を含む。</p> <p>(同 左)</p> <p>この項の車両に共通する主要な特徴は、おおよそ次のとおりであり、これらにより一般に87.01項、87.03項又は87.04項の車両と区別することができる。</p> <p>(1) これらは、その構造及び一般にその特徴的な装備のため、道路その他の公道における旅客の輸送又は貨物の輸送に適しないようになっている。</p> <p>(同 左)</p> <p>(3) 旋回半径は、ほぼ車両の長さに等しい。</p> <p>(新 規)</p> <p>(同 左)</p>
<p style="text-align: center;">第 91 類</p> <p style="text-align: center;">時計及びその部分品</p> <p>(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第 91 類</p> <p style="text-align: center;">時計及びその部分品</p> <p>(同 左)</p>
<p>91.05 その他の時計（携帯用時計を除く。）</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、更に次の物品を含まない。</p> <p>(a) <u>原子時計（自律的な一次基準源とみなされ、正確な同期信号を生成するために設計されたものに限る。85.43）</u></p> <p>(b) (省 略)</p> <p>(c) (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>91.05 その他の時計（携帯用時計を除く。）</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、更に次の物品を含まない。</p> <p>(新 規)</p> <p>(a) (同 左)</p> <p>(b) (同 左)</p> <p>(同 左)</p>